

設 立 趣 意 書

1. 設立の目的

信濃町は長野県上水内郡に属し、2024年9月末現在3,379世帯7,589人が暮らしている町である。長野県内の人口急減地域に指定されており、特に生産年齢人口の急激な減少が地域社会の持続可能性を脅かす最大の課題となっている。このままでは、地域の産業活動の維持が困難となることが強く懸念される状況にある。

信濃町は長野県の北端に位置し、美しい湖と北信五岳と呼ばれる妙高・黒姫・戸隠・飯綱・斑尾の5つの山に囲まれた風光明媚な高原の町である。観光業や農業が主要産業であるが、これらの産業は季節による繁閑の差が大きい。また、飲食業や小売業においては一日の中でも繁忙時間帯が集中するなど、労働力需要に大きな変動がある。こうした状況下で、限られた生産年齢人口を地域全体で効果的に活用していくことが求められている。

このような課題に対応するため、当組合は地域内の複数の事業者と連携し、季節や時間帯による労働力需要の変動に柔軟に対応できる仕組みを構築する。具体的には、組合が職員を無期雇用で雇用し、観光業、農業、飲食業、小売業など地域の多様な事業者へ派遣する事業を行う。これにより、一人の職員が季節や時間帯に応じて複数の仕事に従事することが可能となり、限られた人材を最大限に活用しながら、地域の産業活動を維持・発展させることができる。

また、安定的な雇用機会の創出により、若者や女性にとって魅力的な就労環境を整備し、UIターンの促進や地域への定着を図る。このような取り組みを通じて、深刻化する生産年齢人口の減少に対応しつつ、持続可能な地域社会を実現するため、当組合を設立するものである。

2. 組織及び事業の概要

(1) 名 称 信州しなのまち複業協同組合

(2) 地 区 長野県上水内郡信濃町の区域とする。

(3) 事務所の所在地 長野県上水内郡信濃町428-2

(4) 組合員たる資格

本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 農業、林業、製造業、建設業、卸売業、小売業、宿泊業、その他のサービス業を行う事業者又は事業者等で組織する団体であること。

(2) 組合の地区内に事業場を有すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
- (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
- (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(5) 出資1口の金額及び出資払込方法

- ①出資1口の金額 10,000円
- ②払込額 10,000円
- ③出資払込方法 一時に全額を払い込むものとする。

(6) 賦課金の賦課徴収方法 (検討)

- | | | |
|---------|------|------------------------|
| 一般賦課金 | 1組合員 | 月額500円 (年額6,000円) |
| 教育情報賦課金 | 1組合員 | 月額500円 (年額6,000円) |
| | | (計) 1,000円 (年額12,000円) |
- 徴収方法 毎年3月末までに年額額を組合指定の金融機関の預金口座に振り込む。

(7) 事業計画の概要

- ①組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業
- ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための移住支援事業の企画・実施
- ③組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
- ④組合員の福利厚生に関する事業
- ⑤前各号の事業に附帯する事業

(8) 役員の定数及び任期

- | | |
|-----|---|
| ①理事 | 4人又は5人 |
| 任期 | 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2 |

年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

②監 事
任 期

1人又は2人

2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

設立当時の役員任期は、1年を超えない範囲で設立総会でこれを定める。